

山梨県地域保健医療計画と峡東医療圏行動計画（アクションプラン）について

山梨県地域保健医療計画

- ◆ 山梨県では、平成 25 年 3 月に平成 25 年度を初年度とし、29 年度を最終年度とする地域保健医療計画を策定
- ◆ 今回の計画策定においては、「社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 27 日閣議決定）」に基づき、急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化等に伴う患者の疾病構造の変化に対応するため 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・ 5 事業（小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療）に精神疾患及び在宅医療を新たに加え、これらの疾病等に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための見直しを実施
- ◆ 医師をはじめとした医療従事者の確保対策、東日本大震災の教訓に基づく災害医療体制の確保対策等も重要課題として位置づけ



峡東医療圏域行動計画（アクションプラン）

- ◆ 今回の県計画においては、二次医療圏（圏域）ごとの計画は作成されなかったため、峡東地域としては、関係機関が連携して県計画を推進
- ◆ 加えて、保健医療推進委員会、地域・職域保健連携推進協議会、地域セーフティネット連絡会議等の場で提起された課題や県計画の中で医療圏ごとに医療体制を確保することが求められている救急医療、災害医療、在宅医療、産科医療について、具体的な取り組み方針を行動計画（アクションプラン）として策定

計画の進行管理

- ◆ 県計画は、山梨県医療審議会等において、毎年度、計画に盛り込まれた目標の達成状況について分析、評価をおこない、必要に応じて計画を見直す。
参考：数値目標（23分野67項目）
- ◆ 峡東医療圏域行動計画（アクションプラン）については、地域保健医療推進委員会で検討
 - 峡東医療圏での取り組むべき課題、取り組み方針を検討
 - 県計画に関わる事項については、県に提案